

61—11 P

**特許出願の拒絶査定不服審判において、
当該特許出願に係る発明が、
異なる出願人により同日に出願され既に登録されている
特許に係る発明と同一であるときの
特許権者への通知**

1. 審査基準「特許法第 39 条」において、特許出願に係る発明が、異なる出願人により同日に出願され既に登録されている特許に係る発明と同一であるとき、以下の取扱いとすることとしている（→審査基準 第Ⅲ部 第 4 章 先願（特許法第 39 条）の 4.4.2(1)b(b)）。

「審査官は、第 39 条第 2 項又は第 4 項の規定に基づく拒絶理由通知をする際に、特許権者又は実用新案権者にその事実を通知する。」

2. これを受けて、拒絶査定不服審判において同じ事案が生じたとき、同様の取扱いをする。

(1) 審判官事務手続

通知書の文面は 3 頁を参照のこと。

特許出願の番号、登録された特許の番号等を記入する。

ア 全ての特許権者又は実用新案権者にそれぞれ通知する。

イ 特許権者が在外者でないときには、特許権者の氏名を記入する。

特許権者の氏名は、端末によるオンライン照会で登録マスタにより照会する。

ウ 特許権者が在外者であるときには、以下のように記入する。

登録マスタにより照会した結果、特許管理人が選任登録されているときには、特許管理人の氏名を記入する。選任登録されていないときには、設定登録時の特

許出願代理人の氏名を出願マスタにより照会し、記入する。

(改訂 R1.6)

通 知 書

令和〇年〇月〇日
特許庁審判長

特許権者	〇〇〇〇株式会社	様
代理人	〇〇 〇〇(外〇名)	様

あなたが特許権者(又は特許管理人)である特許第〇〇〇〇〇号(特願20〇〇-〇〇〇〇〇号)の特許に関し、下記の点につきお知らせします。

記

下記出願の請求項〇〇に係る発明は、同日に出願され既に登録された、上記特許の請求項〇〇に係る発明と同一であるとして、下記出願に特許法第39条第2項若しくは第4項の規定に基づく拒絶理由を通知しました。

不服20〇〇-〇〇〇〇〇〇〇号
 特願20〇〇-〇〇〇〇〇〇〇号
 (特開20〇〇-〇〇〇〇〇〇〇号公報参照)

審判請求人

住所(居所)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名(名称)〇〇〇〇〇

代理人

住所(居所)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

氏名(名称)〇〇〇〇〇

上記特許権に共有者、専用実施権者、通常実施権者がある場合には、この通知の内容を共有者、専用実施権者、通常実施権者にもお知らせください。